

平成19年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第5号）

平成19年6月27日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 議長報告事項
- 第 2 常任委員長報告
- 第 3 質疑、討論、採決
- 第 4 常任委員長請願報告
- 第 5 質疑、討論、採決
- 第 6 事務報告
- 第 7 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議長報告事項
- 日程第 2 常任委員長報告
- 日程第 3 質疑、討論、採決
- 日程第 4 常任委員長請願報告
- 日程第 5 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 発議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 質疑、討論、採決
- 追加日程第 4 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第 6 事務報告
- 日程第 7 閉 会

出席議員（24名）

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世

7番 景山岩三郎
 9番 嶋田哲純
 11番 木内欽市
 13番 日下昭治
 15番 林俊介
 17番 林一雄
 19番 嶋田茂樹
 21番 高橋利彦
 24番 神子功

8番 滑川公英
 10番 柴田徹也
 12番 佐久間茂樹
 14番 平野浩
 16番 明智忠直
 18番 高木武雄
 20番 向後和夫
 22番 林正一郎
 26番 林一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤鐵

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良
 教育長 米本弥栄子
 病院事務部長 伊藤敬典
 秘書広報課長 加瀬寿一
 財政課長 平野哲也
 市民課長 木内國利
 保険年金課長 増田富雄
 社会福祉課長 在田豊
 商工観光課長 神原房雄
 建設課長 米本壽一
 下水道課長 山田憲明
 消防長 佐藤眞一
 庶務課長 浪川敏夫
 生涯学習課長 花香寛源
 農業委員会事務局長 小田雄治

副市長 鈴木正美
 病院事業者 吉田象二
 総務課長 高埜英俊
 企画課長 加瀬正彦
 税務課長 野口徳和
 環境課長 平野修司
 健康管理課長 小長谷博
 高齢者福祉課長 横山秀喜
 農水産課長 堀江隆夫
 都市整備課長 島田和幸
 会計管理者 木内孫兵衛
 水道課長 堀川茂博
 学校教育課長 及川博
 監査委員事務局 林久男
 飯岡荘支配人 野口國男

病院經理課長 鐫 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開議 午前10時 0分

議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 議長報告事項

議長（嶋田茂樹） 日程第1、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

過日開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として20年在職し、市政の振興に努められました功績により特別表彰の栄に浴されました故鈴木正道議員に、表彰状並びに記念品が贈呈されましたことを報告いたします。

日程第2 常任委員長報告

議長（嶋田茂樹） 議案第1号から議案第9号及び議案第12号、議案第13号の11議案と請願第1号から請願第3号までの請願3件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

日程第2、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、高橋利彦議員、ご登壇願います。

(公営企業常任委員長 高橋利彦 登壇)

公営企業常任委員長(高橋利彦) 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において、当委員会に付託されました議案第4号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月20日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第4号の主な質疑について申し上げます。

条例の制定は120人であるのに対し、実際は143人いるということであるが、弾力的な運用規定があるのかとの質疑では、定数は国の許可の数であり、弾力的に動かすような規定はないが、定数確保から入学辞退、あるいは途中でやめることを見込んで、1割程度定数より多く合格者を出している。国、県においても定数を確保するためには、多少の見込みは仕方ないと判断しているが、現在見込み過ぎたということで県から指導を受けているので、今後は定数を超えないようにしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第5号の主な質疑について申し上げます。

宿泊料の全国平均はどのくらいか、また寝具のクレームが多くあるというが、この宿泊料の設定で対応できるのかとの質疑では、全国の1泊2食付の平均は大人で7,711円、小学生が6,510円である。また、寝具については経営改善の中で取り組んでおり、計画ではすべて新しいものにすることで進めているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり2議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年6月27日、公営企業常任委員会委員長、高橋利彦。

議長(嶋田茂樹) 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇)

文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第2号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、工事請負契約の締結について、議案第9号、工事請負契約の締結についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月22日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第8号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、中央小学校の防水工事は何年前に行っているのかとの質疑では、平成7年度に防水工事を実施しているとの答弁がありました。

次に、2点目として一般競争入札にできなかった経緯は何かとの質疑では、現行制度を見直しているところであり、現在検討委員会を設置し、一般競争入札、ダイレクト入札、電子入札の三つをテーマにいち早くできるものは何かということ、一般競争入札の額の引き下げが割合早く取り組めるのではないかと、検討している状況であるとの答弁がありました。

最後に、3点目として、鶴巻小学校の入札はなぜ不調になったのか、また随意契約ができなかった理由は何かとの質疑では、不調になった理由はわからないが、再度入札を6月28日にやり直すということで現在準備を進めている。また、2回の入札を行った後に、随意契約の交渉を2度行ったが、予定価格に届かなかったことから、不調になったものであるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり議案第2号、議案第3号については全員異議なく原案どおり可決すべきものとし、議案第8号、議案第9号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年6月27日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

議長（嶋田茂樹） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、平野浩議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 平野 浩 登壇)

総務常任委員長(平野 浩) 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、財産の取得について、議案第7号、財産の取得について、議案第12号、専決処分の承認について、議案第13号、専決処分の承認についての5議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月25日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第6号の主な質疑について申し上げます。

車両はどのくらいの期間で更新されるのか、また今後一・二年で更新しなければならないものは何台くらいあるのかとの質疑では、通常15年から16年経過すると更新をしている。また、今後更新される車両は、本署の水槽付消防ポンプ自動車と化学車が予定されており、ほかにはしご車も対象になっているが、購入金額が高いことから触媒をつけてオーバーホールを実施し、あと6年くらいもたせる予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第7号についての主な質疑について申し上げます。

救助工作車両の活動状況はどうなっているのか、また古くなった器具や車両はどうなるのかとの質疑では、活動状況については出動件数が平成16年度で36件、17年が39件、18年が26件であり、主なものは交通事故である。また、古くなった器具については救助隊が県内、あるいは県外へ要請されたときの予備として確保しているが、車両については廃棄の予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第12号についての主な質疑について申し上げます。

法人課税信託の対象者数と税収見込額はどのくらいかとの質疑では、現在の見込みでは当市に該当者はいないのではないかと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり5議案とも全員異議なく原案のとおり可決並びに承認すべきものと決しました。

なお、所管事項の報告において、入札制度の改革ということで、建設工事の一般競争入札の対象額を現行の3億円以上としているものを1億円以上として7月以降の入札から適用さ

せ、県や他市町村の動向を見ながら、さらに段階的な引き下げを実施するとともに、ダイレクト入札を10月中の試行を目途に、また電子入札の導入についても1年前倒しをして、平成21年度に導入できるように準備を進めていくとの報告を受けましたので申し添えておきます。

以上のとおり報告いたします。

平成19年6月27日、総務常任委員会委員長、平野浩。

議長（嶋田茂樹） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第3 質疑、討論、採決

議長（嶋田茂樹） 日程第3、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

8番（滑川公英） 私は、議案第8号、第9号、工事請負契約の締結について討論させていただきます。

皆様ご存じのように、入札方式の改善ということにつきましては、昨年の12月議会、1月臨時議会、3月議会、また今議会と同僚議員から質疑やら一般質問が多く提出されました。

しかしながら、12月から数えると6か月も経過しているのに、検討します、改善しますと答弁がありながら、いまだ一向に改善されておられません。今、委員長報告にございましたが、そうであれば、議会中一般質問のときにでも答弁するべきことではなかったのでしょうか。変更されたのは、一括発注がコスト削減のためだといいいながら、朝令暮改ですぐ分離・分割発注になったことぐらいです。そんな簡単にもとに戻せるのなら、入札改善も簡単にできることではないでしょうか。

3月議会で、財政課長は一般競争入札を19年度途中からでも入れていきたいと答弁しています。また、1月臨時議会の市長の答弁で、入札に関する市の姿勢ということで、正直言ってほとんど担当者任せできましたことを大変申し訳なく思います。これまで議員方から質問があったそういったものを十分検討させていただいて、これからどのような形でやったらできるだけ安い、いい工事ができるのか、さらには市の業者の育成につながるような方法というものを議員方なども含めて検討していきたいと答弁しています。また、市当局は時間がなかった、急いでいる、地元業者育成と答弁しています。

小・中学校耐震化工事は平成22年までの継続事業です。なぜ、そんなに急がなければいけないのでしょうか。少子高齢化を見据えた複合施設とか、またコスト削減のPFI事業導入とか、長期戦略に立った改善計画を立てるべきではないのでしょうか。県営事業として旭市内で行われている公共事業は、ほとんどが80%台だそうです。県の関連機関が何年も前からこのような実績を残しております。

昨年12月、清掃工場の運転管理委託をめぐる汚職事件で市長が逮捕された成田市では、今年1月の出直し市長選で当選した小泉市長は、入札制度の改善を掲げ、建設工事は電子入札による一般競争入札を原則とし、全公共工事で導入しました。また、一般競争入札の設定金額を引き下げた千葉県や浦安市があります。千葉県は、一般競争入札の対象拡大が昨年度の10億円以上が本年度は2億円以上へ、また今年の10月からは対象を5,000万円以上へ広げる予定です。談合などの不正行為に対する指名停止期間を長くし、損害賠償額を増やすとのことです。成田市の例もありますように、市当局がやる気になれば、たったの数か月で一般競争入札に変更できます。

行動を起こさなければ、結果はついてきません。近隣の市でもダイレクト入札を取り入れましたが、2回目は同じだと副市長の答弁もあり、県から出向していながら後ろ向きの発言と感じられました。

先月30日までの小・中学校耐震工事の合計は17億1,286万5,000円で、予定価格合計の99.6%でした。また、10件のうち4件は同一事業者が落札しています。今議会の一般質問で日下議員が、落札率が下がれば、その分公共事業が増やせると発言しております。同感です。業者も仕事が増えるわけです。

公共事業は国の仕事も、県の仕事も、我が旭市の仕事も、また議員報酬も職員給与もすべてが税金で賄われているということを念頭に置かなければ、公僕とは言えないと思います。市の体質なのでしょうか。職員の資質なのでしょうか。このような観点から入札制度改革を

スタートさせない行政当局に猛省を求め、反対討論といたします。

ありがとうございました。

議長（嶋田茂樹） 続いて、林一雄議員、ご登壇願います。

（ 17番 林 一雄 登壇 ）

17番（林 一雄） 議案第8号及び第9号、工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論いたします。

議案第8号と議案第9号については、いずれも校舎の耐震化とそれに伴う大規模改造工事に係る契約議案であります。

今年の1月から始まった市内の小・中学校校舎及び体育館の耐震化と大規模改造工事は、これから行われる予定の第二中学校の校舎改築工事を含めると、わずか半年余りで実に10の小・中学校の校舎と体育館を合わせて13の請負工事契約がなされ、耐震化や大規模改築が進められることとなります。このことから、先日の文教福祉常任委員会の中でも、一議員から、よその市・町では仕事がなくて業者が困っているのに、旭市では人手が足りないくらい仕事が増えているとの話がありました。

私も全くそのとおりだと思っていますし、この少子高齢化時代にあって、次の代を担う子どもたちが育っていくために欠かすことのできない校舎、あるいは体育館の安全を最優先に整備したいとの市長の方針に基づき、有利な財源をかき集め、近隣市町に先駆け予算化を図り、実施したところによるものでありまして、子どもを持つ保護者の方々は大変喜んでいると思います。一日も早い工事の完成を願っているものではないのでしょうか。

6月9日のある新聞に、遅れる学校耐震化という見出しで、県内公立学校の耐震化が進んでいない実情が浮き彫りにされました。また、同じ新聞で6月16日の記事では、学校耐震化工事で市町村、費用面強要策とか、計画立てられぬ自治体もというような見出しがあり、財政的な問題で多くの市町村が苦慮している様子がうかがえます。中には市民債を発行し、市内の法人や市民からお金を借り入れた市の事例もありました。この市が旭市よりずっと大きな団体であることを考えても、我が市の健闘ぶりは際立っていると思います。

そんな中で、これからの工事契約方法をめぐっては、いろいろな議論がなされました。一般競争入札の範囲の拡大や、郵便による入札、電子入札も時代の流れでもあり、当然改革も必要になってくると思いますが、やはり地元の業者の育成も必要だと思いますし、何よりも地元には仕事があり、地元の雇用が守られるということ、非常に重要であるということを考えていただきまして、制度の改革を進めていただきますよう要望いたしまして、賛成の討論

といたします。

議長（嶋田茂樹） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第1号から議案第9号及び議案第12号、議案第13号の11議案について採決いたします。

議案第1号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

日程第4 常任委員長請願報告

議長(嶋田茂樹) 日程第4、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長

の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇)

文教福祉常任委員長(林 一雄) 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において付託されました請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、請願第2号、「国における平成20(2008)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、請願第3号、「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」採択に関する請願についての請願3件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、6月22日、付託議案の審査終了後、紹介議員と参考意見を聴取するため教育委員会から教育長、担当課長の出席をいただき、本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

請願第3号の審査では、格差による教職員の質や教育レベルの低下が危惧されるが、賃貸住宅の家賃など経済的な格差があるのだから、地域格差が生じることは仕方がないとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり請願第3号については賛成多数で不採択とし、請願第1号、請願第2号については全員異議なく採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年6月27日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

議長(嶋田茂樹) 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第5 質疑、討論、採決

議長(嶋田茂樹) 日程第5、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 討論なしと認めます。

これより請願第1号から請願第3号までの3件について採決をいたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、「国における平成20(2008)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」採択に関する請願について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

(「ちょっと待って」の声あり)

議長(嶋田茂樹) すみません。

賛成者多数。

よって、請願第3号は不採択と決しました。

ここで、10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

議長(嶋田茂樹) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 発議案上程

議長（嶋田茂樹） 本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成20(2008)年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加日程につきまして、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、神子委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

神子委員長、ご登壇願います。

（議会運営委員長 神子 功 登壇）

議会運営委員長（神子 功） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案及び東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙の追加日程について協議をいたしましたので、私の方よりご報告申し上げます。

追加日程となる発議案につきましては、本日提出のありました発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出及び発議第2号、国における平成20(2008)年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2議案であり、また東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙については、当組合議会議員である伊藤鐵議員が去る6月11日付で辞職されたことによるものであります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成19年旭市議会第2回定例会議事日程（その2）の6月27日水曜日のとおり、この後、追加日程第1、発議第1号及び発議第2号の発議案を一括上程。追加日程第2、提案理由の説明。提案理由の説明については発議第1号及び発議第2号とも林一雄議員を予定しております。追加日程第3、質疑、討論、採決。追加日程第4、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

以上でございます。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 神子委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号及び発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 異議なしと認めます。

よって、発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、発議案上程。

発議第1号及び発議第2号の2発議案を一括上程いたします。

追加日程第2 提案理由の説明

議長（嶋田茂樹） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号及び発議第2号について、林一雄議員、ご登壇願います。

（17番 林 一雄 登壇）

17番（林 一雄） それでは、発議第1号及び発議第2号について提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかにかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合

については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。政府は、教育の質的論議をぬきに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から対象項目をはずし、一般財源化してきた。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続いて、発議第2号、国における平成20(2008)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書の案文を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国における平成20(2008)年度教育予算拡充に関する意見書(案)

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え・育てるという重要な使命をおっている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、いわゆる「学級崩壊」、さらには少年による凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加により授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、総合的な学習の実施や選択履修の拡大に伴う経費等の確保も急務である。千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子どもたち一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

平成19(2007)年度の文部科学省所管の一般会計予算は、前年度比2.7%増となったが、県、市町村への地方交付税交付金は削減されている。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで、以下の項目を中心に、来年

度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること。
- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を見直し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。皆様方のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 林一雄議員の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 質疑、討論、採決

議長（嶋田茂樹） おはかりいたします。発議第1号及び発議第2号の2議案は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

追加日程第3、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

発議第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

以上で発議案の質疑は終わりました。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について一括して討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 討論なしと認めます。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について採決いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号、国における平成20(2008)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

議長(嶋田茂樹) おはかりいたします。東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第4、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

これより東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員のうち、同組合理約第6条第2項本文の規定による議員に神子功議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました神子功議員を同組合理約第6条第2項本文の規定による議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、神子功議員が同組合理約第6条第2項本文の規定による議員の当選人に当選されました。

ただいま当選されました神子功議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長（嶋田茂樹） 日程第6、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

総務課長（高埜英俊） それでは、篤志寄附を受納しましたので、ご報告いたします。

1つ、豚肉222.8キログラム（25万円相当）を、第三学校給食センターの学校給食用賄材料として、干潟地区養豚組合様から2月28日受納いたしました。

1つ、旗揚塔1基（10万円相当）を、中央第二保育所の備品として、二の2040番地、加瀬實様から3月14日受納いたしました。

1つ、豚肉200キログラム（15万6,000円相当）を、第三学校給食センターの学校給食用賄材料として、農事組合法人高木畜産様、有限会社菅井物産様、有限会社菅谷ファーム様、有限会社ブライトピック千葉様から3月16日受納いたしました。

1つ、豚肉200キログラム（16万円相当）を、第二学校給食センターの学校給食用賄材料として、有限会社菅谷ファーム様、有限会社ブライトピック千葉様から3月19日受納いたしました。

1つ、金120万円を、第二中学校音楽備品購入費として、口の829番地、伊藤實様から4月16日受納いたしました。

1つ、屋内運動場用演台一式（80万円相当）を、海上中学校の備品として、旧海上町課長会様から5月31日受納いたしました。

1つ、ショーケース1台（58万円相当）を、海上中学校の備品として、西松建設株式会社様、阿部建設株式会社様、鈴木建設株式会社様から6月12日受納いたしました。

1つ、電子黒板一式（20万円相当）を、豊畑小学校の備品として、川口582番地、鈴木好雄様から6月15日受納いたしました。

1つ、金50万円を、育英資金として、川口582番地、鈴木好雄様から6月15日受納いたしました。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 事務報告は終わりました。

日程第7 閉 会

議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成19年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 嶋田茂樹

議員 林俊介

議員 明智忠直